

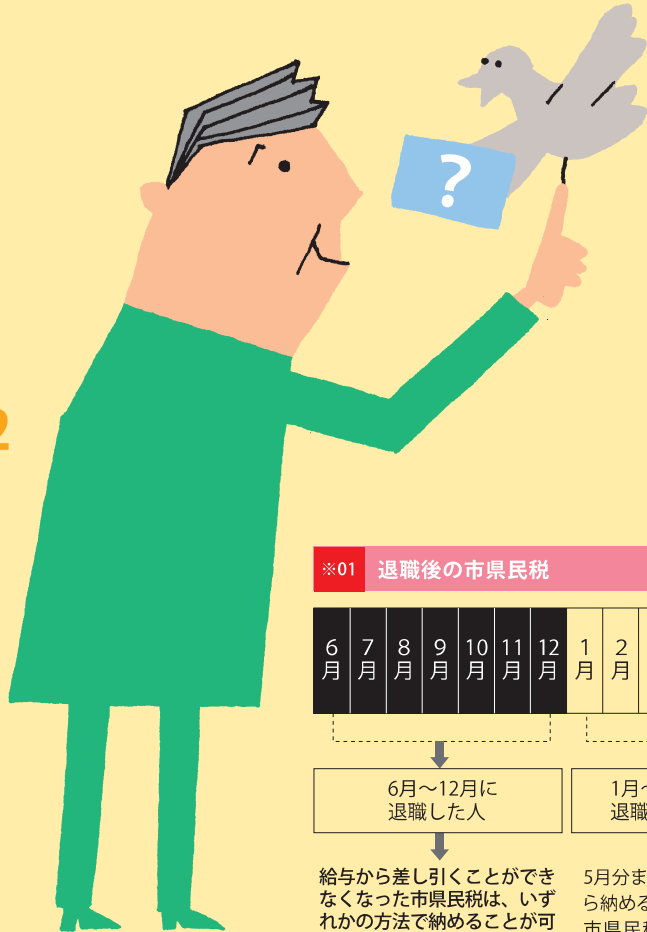
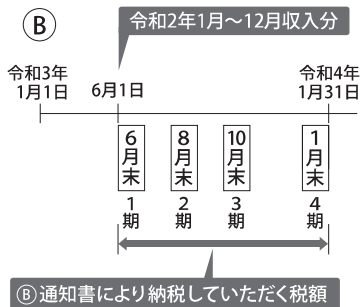
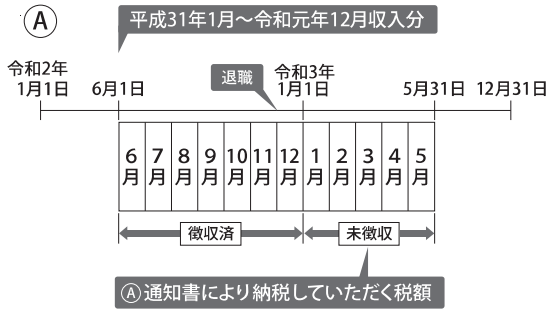
# 税金のはなし ①

定年後の生活でも、切っても切れないのが税金です。市民の責任と義務ではあるけれど、中身を知っているのと、知らないのでは大違い。この機会にきちんと調べて、これからの生活に備えましょう。

**Q1** 勤務先を令和2年12月に退職後、6月に市県民税の納税通知書が2通も届いたのですが。

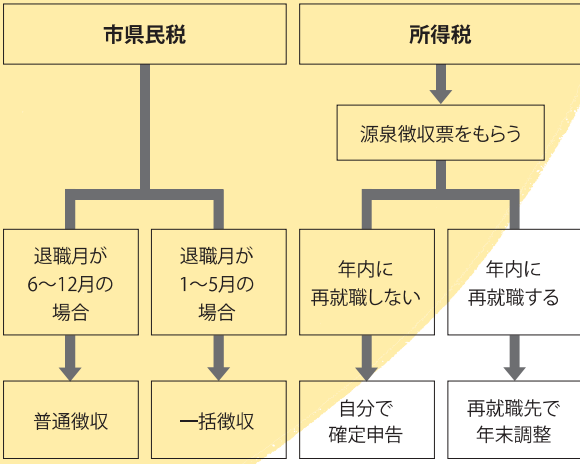
**A** 個人の市県民税は前年の所得に対して課税されます。市県民税は、その年の6月から翌年の5月までの各月の給与から税金を差し引いて納める「特別徴収」と、市区町村から送られてきた納税通知書により本人が直接納める「普通徴収」のいずれかの方法で納めることになっています。今回届いた2通の納税通知書のうち、1通は、平成31年1月〜令和元年12月の所得に対する市県民税で、給与から差し引くことができなかつた分です。

本来、令和2年6月〜翌年5月までの各月で給与から税金を差し引く予定が、令和2年12月の退職により、給与から差し引くことができなかつた分を「普通徴収」により納めていただくための納税通知書です。①  
もう1通は、令和2年中の所得に対する市県民税として、「普通徴収」により納めていただくための納税通知書です。②

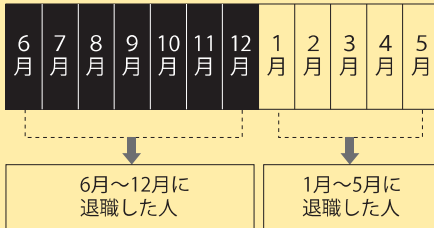


## 退職時の税金の手続き（会社都合・自己都合とも同じ）

所得税・市県民税が給与から差し引かれている場合



## ※01 退職後の市県民税



給与から差し引くことができなくなった市県民税は、いずれかの方法で納めることが可能です。  
① 市区町村からの通知によって納付する。  
② 会社に申し立てて最後の給与から一括して差し引きしてもらう。

**市県民税の納付方法**  
○普通徴収 市区町村から送付する納税通知書により、年4回に分けて個人で納付する。  
○特別徴収 給与支払者が、6月から翌年の5月まで毎月の給与から差し引き、納入する。  
○一括徴収 退職等により、特別徴収できなくなる分を、退職時の給与支払者が最後の給与等から一括して差し引き、納入する。

**Q2** 退職金にも税金はかかりますか？

**A** 原則、税金はかかります。退職金を一時金で受け取るか、年金形式で受け取るかを選択できるケースもあり、退職金を一時金で受け取った場合は、勤続年数に応じて「退職所得控除額」が設定されます。年金として受け取った場合は、支給総額は多くありませんが、公的年金などと合わせて雑所得とされ、税金や国民健康保険料などがかかるため、全体では不利になる場合もあります。

退職前には必ず「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出願います。

## ※02 退職金の税金（一時金で受け取った場合）

◎退職所得  
(退職金【収入】-退職所得控除【必要経費】) × 2分の1 = 退職所得【所得】

◎退職所得控除額	
勤続年数20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）が退職所得控除額
勤続年数20年以上の場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）が退職所得控除額

# 税金のはなし ②

**Q3** 年金生活を始めた場合、税金はどうなるのですか？

**A** 原則、税金はかかりません。年金の収入金額から公的年金等控除額を引いた残りの金額が雑所得となり、所得税と市県民税がかかります。

年金からは所得税が源泉徴収されます。所得税を正しく源泉徴収してもらえば、毎年10月頃に日本年金機構等から送られてくる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記入して提出しなくてはなりません。なお、障害年金や遺族年金は非課税です。

※03

**Q5** 収入は公的年金だけですが、市県民税の申告は必要ですか？

**A** 公的年金等の収入だけであっても、健康保険料等の社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受けられる場合には、市県民税の申告が必要になります。ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合には、金額によっては税務署に確定申告書を提出されると所得税が戻ってくる場合があります。確定申告書提出された方は、市県民税の申告は不要となります。

※平成23年分以降の所得税において、公的年金等収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、確定申告の提出が不要になりましたが、社会保険料、生命保険料、医療費などの各種控除を受ける場合には、引き続き市県民税の申告が必要です。

※04

## ※03 公的年金等所得速算表(令和2年分から適用)

65歳未満の方		65歳以上の方	
公的年金等の収入合計額(円)	雑(公的年金等)所得額(円)	公的年金等の収入合計額(円)	雑(公的年金等)所得額(円)
600,000以下	0	1,100,000以下	0
600,001~1,299,999	収入合計額-600,000	1,100,001~3,299,999	収入合計額-1,100,000
1,300,000~4,099,999	収入合計額×75%-275,000	3,300,000~4,099,999	収入合計額×75%-275,000
4,100,000~7,699,999	収入合計額×85%-685,000	4,100,000~7,699,999	収入合計額×85%-685,000
7,700,000~9,999,999	収入合計額×95%-1,455,000	7,700,000~9,999,999	収入合計額×95%-1,455,000
10,000,000以上	収入合計額-1,955,000	10,000,000以上	収入合計額-1,955,000

※公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合、雑所得の計算方法が変わります。

**Q6** 生命保険などの個人年金にも、税金はかかりますか？

**A** 原則、税金はかかりません。受給額から掛け金等必要経費を差し引いた額が雑所得となります。公的年金や給与などの他の所得がある場合はこれらの所得と合わせて、所得税・市県民税の課税対象となり申告が必要な場合があります。

**Q7** 年の中で死亡した方の個人市県民税はどうなりますか？

**A** 個人市県民税は、1月1日現在にお住まいの市町村が、前年中(1月から12月まで)の所得に基づいて課税することになっていますので、年の途中で亡くなった方にも課税されます。年の途中で亡くなった場合は市県民税は、相続人の方に納税義務が承継され、相続人の方が納め

**Q4** 市県民税の年金からの差し引き制度について教えてください。

**A** 平成21年10月から、市県民税の公的年金からの特別徴収(差し引き)制度が開始されました。対象となるのは、年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、市県民税が課税となる方です。課税される年金等の所得に対して計算されます。

## 問い合わせ先

**市税(市県民税)**  
早良区役所 課税課 市民税係  
早良区百道2-1-1  
☎833-4320 FAX 841-2185

**国税(所得税)**  
西福岡税務署  
早良区百道1-5-22  
☎843-6211

**国税庁 ホームページ**  
<https://www.nta.go.jp/>

## ※04 申告に必要なもの

- 前年中の所得がわかる資料  
給与や年金所得がある方は、源泉徴収票  
その他の所得がある方は、収入金額と必要経費がわかる書類等
- 各種所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書等
- 印鑑
- 本人確認書類および個人番号が確認できるもの

各種所得控除(一部)	必要な書類の例
社会保険料控除	会社以外で支払った健康保険料、国民年金などの領収書
生命保険料控除	保険会社からの控除証明書
地震保険料控除	保険会社からの控除証明書
医療費控除	平成30年度(平成29年分)申告より領収書の代わりに下記書類が必要となりました。 ①通常の医療費控除の場合…医療費控除の明細書(添付) ※医療保険者発行の医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。 ②セルフメディケーション税制の場合…セルフメディケーション税制の明細書(添付)と適用を受ける年分において健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付又は提示) ※①氏名②取り組みを行った年③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取り組みにかかる診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるもの。 (例)インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収証又は予防接種済証 特定健康診査の領収書又は結果通知書

医療費控除  
①又は②のどちらか

ていただくこととなります。なお、翌年度の個人市県民税は課税されません。

